

○専門職大学院設置基準

(平成十五年三月二十二日)

(文部科学省令第十六号)

改正 平成十六年二月三日文部科学省令第四号

- 第一号 同一年二月二日
第二号 同一年七月二日
第三号 同一年二月二日
第四号 同一年二月二日
第五号 同一年二月二日
第六号 同一年二月二日
第七号 同一年二月二日
第八号 同一年二月二日

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十三条、第八十条、第八十一条の規定に基づき、専門職大学院設置基準を次のように定める。

専門職大学院設置基準

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 教員組織(第四条―第五条)
第三章 教育課程(第六条―第十二条)
第四章 課程の修了要件等(第十三条―第十六条)
第五章 施設及び設備等(第十七条)

第二十六編 教育(専門職大学院設置基準)

第二十六編 教育(専門職大学院設置基準)

学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とする。

第二章 教員組織

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に

第四條 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に... 第五條 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野の高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

前項に規定する専任教員は、教育上又は研究上の業績を有する者、一つの専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程を区分する博士課程における前期の課程を除く。)を担当する教員のうち同項

A [日法一〇五〇四・五]

第六章 法科大学院(第十八条―第二十五条)
第七章 教職大学院(第二十六条―第三十一条)
第八章 共同教育課程に関する特例(第三十二条―第三十四条)
第九章 雑則(第三十五条)

第一章 総則

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

第二条 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

第二章 教員組織

第一条 専門職大学院課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第二条 専門職大学院課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職大学院課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は

一五二二

第二十六編 教育(専門職大学院設置基準)

の資格を有する者(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第八条第二項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)がこれを兼ねることができる。

第三条 教育課程(第九号―第二十二号)
(一) 八文科科一・二・三(四科科三三・三三文科科八・一部改正)

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

第七条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に限り、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

A [日法一〇五〇四・五]

A [日法一〇五〇四・五]

第二十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四章 課程の修了要件等

第十二条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十三条 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十月

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十五条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第十六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他の諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を得ることができると認められるものとする。

第十八条 第二十一条の専門職大学院課程のうち専攻養成のた

第十九条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十一条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十二条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十三条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十四条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十五条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十七条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十八条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第二十九条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第三十条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

第三十一条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められるような適当な人数とするものとする。

育課程に係る授業科目の履修より修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位数を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位数以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数は、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第二項（同条第二項において準用する場合を含む）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位数を含まないものとする。

第九章 雑則

第九十一条 旧第七七条第一項、第九十二条 旧第八八条第一項（その他の基準）

第二十五條 専門職大学院の組織、施設、設備その他専門職

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）

第二十六編 教育（専門職大学院設置基準）
項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

附則 平成二十六年二月二日文科省令第四四号抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二十八年五月二日文科省令第一号抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成十九年二月一日文科省令第四〇号抄
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成十九年七月三日文科省令第二二号抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 平成二十年二月二日文科省令第三五号抄
この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附則 平成二十二年三月〇日文科省令第四〇号抄
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 平成二十三年七月一五日文科省令第一七七号抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 平成二十四年一月一九日文科省令第二八号抄
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十条、第十三条及び第三十一条第二項を除く。）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に関し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則 平成十五年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
2 平成三十年までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「二個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）」とあるのは「学部専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、
「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第二項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは、「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同

二五二・三七

二五二四

附則 平成二十六年二月九日文科省令第八号抄
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。